

Ⅲ) やまだい保育園乳児室 小規模保育事業A型(第2種社会福祉事業)

※乳児室は、本部園と一体的に運営しており、重複する部分も多いため、重複する内容については省略する。

A. 保育事業

1. 事業の基本

(1) 保育目標

- ・本部園と同じであるため省略。

(2) 定員と受け入れ児童数

- ・小規模保育事業であり、0～2歳児を対象として受け入れる。
- ・令和7年度 年齢別定員数

	0歳児	1歳児	2歳児	合 計
3号認定	3	4	4	11

- ・令和7年度 4月1日予定入所児童数 ※令和7年3月1日現在

	0歳児	1歳児	2歳児	合 計
3号認定	4	4	4	12

- ・保護者が希望すれば自動的にやまだい保育園の3歳児組に進級することができる。

(3) 保育内容

※保育所保育指針に則り、「全体の計画」の見直し、指導計画作成マニュアル等の見直しを職員とともに進めていく。

- 1) 設定保育 ・「全体的な計画」に基づき下記の指導計画を立案し保育を実施していく。

年間、月間保育計画

- ・年間行事予定は別紙参照。本部園の行事に参加する。
- ・異年齢の合同保育となるが、工夫をして指導計画等を立案する。

(4) 健康管理

- ・嘱託医による健診は、やまだい保育園と合同で行う。

2. 延長保育事業 18時00分～19時00分

- ・本部園と異なり職員の絶対数が少ないため、延長利用児が多いとシフト編成に苦慮することがある。必要に応じて、職員体制を見直していく。

B. 職員体制・人事管理

1. 職員体制

- ・一時保育室と併せて少なくとも2名の正職員を確保する。令和6年度は一時保育室とあわせて正職員3名体制となっていたが、7年度は本部園の人員配置との兼ね合いで2名体制となった。
- ・下記業務については有資格職員を配置する。

- ・ **保育** 保育士資格、幼稚園教諭免許（本部園との関係もあり採用時は免許保持が望ましいとしている）
- ・ **看護** 看護師免許、准看護師免許
- ・ 下記業務については無資格職員でも可とするが、子育て支援員および保育士資格の取得を促す。
- ・ **保育補助**
- ・ 一時保育室の職員と連携しながら保育を進める。

令和7年4月1日予定の職員数と職種（一時保育室職員含まず・産休育休取得者を含む。）

- ・ **正職員数 5名**
 - 施設長** 1名、**主任保育士** 1名、**保育士** 1名、**看護職員** 1名、**保育補助** 1名
- ・ **嘱託職員（常勤）**
 - 保育士** 2名、育休取得者 1名
- ・ **嘱託職員（非常勤）**
 - 保育士** 2名（うち派遣2名）

C. 組織体制

- ・ 施設長の指揮下において、主任保育士を中心とした機能的な組織体制の整備を行い「保育所保育指針」に対応していく。
- ・ 行事での送迎や給食の搬入など、本部園にないマニュアルの整備を行うなど、施設全体の課題に対応していく。

D. 地域における公益的取組

地域の子育てニーズや福祉ニーズに応えていくものとして下記の事業を行う。

※本部園と内容が異なるもののみ記載。

●子育て支援事業

- ・ 園庭開放 毎日 10：30～11：30
- 場所：ふれあいの家 園庭（園行事のある日は除く。）

●世代間交流

- ・ お年寄りとのふれあい会 施設内のデイサービスやまだいふれあいの家利用者との交流を適宜行う。

E. 保護者への対応

- ・ 乳児室の保護者は、本部園保護者会に入会する。

F. 施設・設備整備

- ・ 突発的に発生する必要な修繕や整備については遅滞なく行っていく。
- ・ 令和7年6月で施設を設立して14年目をとり、ある程度の修繕等については完了させているが、修繕・改修しきれなかった部分もある、日々の管理を行い、必要と思われる施設・設備の修繕や改修等については遅滞なく行っていく。